

長崎市社協への寄附金について

長崎市社会福祉協議会（以下、「長崎市社協」という。）は、令和4年10月6日に税額控除対象法人として証明を受けました。

長崎市社協へのご支援（寄附・会費）は、確定申告により「税額控除」または「所得控除」のいずれか有利な方を寄付者が選択して受けることができます。

①税額控除（所得税額から控除）

$(\text{年間の寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$

※寄付金合計の上限額は、所得金額の40%

※控除限度額はその年の所得税額の25%

②所得控除（所得額から控除）

寄付金合計額 - 2,000円

※寄付金合計の上限額は所得金額の40%

法人税及び住民税においても優遇措置が受けられますので、詳細につきましてはお手数ですが、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

【税額控除を受けるには】

確定申告の際に、長崎市社協が発行した寄附金領収証または社協会費領収証（社協会費振込金受取書）及び長崎市が発行した「税額控除に係る証明書」の提出が必要となります。

「税額控除に係る証明書」は長崎市社協ホームページ（<https://nagasaki-shakyou.or.jp>）より、ダウンロードできますので印刷のうえご使用ください。また、証明書は郵送あるいはFAXでもお送りすることができますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会

担当：総務係

TEL 095-828-1281

FAX 095-828-7236